

## 9. 税制上の優遇制度

### 優遇される各種税

| 種 類 | 身障<br>手帳 | 療育<br>手帳 | 精神   | 内 容   |   | 窓 口   |
|-----|----------|----------|------|---|---|---|
| 所得税 | 3～6級     | B        | 2～3級 | 障害者控除   | 1人につき27万円                                     | 問い合わせ先<br>福島税務署<br>Tel 534-3121                               |
|     | 1～2級     | A        | 1級   | 特別障害者控除   | 1人につき40万円                                     |   |
|     |          |          |      | 同居特別障害者控除   | 1人につき75万円                                     |   |
| 住民税 | 3～6級     | B        | 2～3級 | 障害者控除   | 1人につき26万円                                     | 問い合わせ先<br>福島市役所市民税課<br>市民税第二係・第三係<br>Tel 525-3792<br>525-3712 |
|     | 1～2級     | A        | 1級   | 特別障害者控除   | 1人につき30万円                                     |   |
|     |          |          |      | 同居特別障害者控除   | 1人につき53万円                                     |   |
|     |          |          |      | 全所持者  |   |   |
| 相続税 | 3～6級     | B        | 2～3級 | 障害者控除<br>特別障害者控除                                  | 障がい者が、相続により財産を取得した場合、障がい程度、年齢要件により障害者控除があります。 | 問い合わせ先<br>福島税務署<br><br>Tel 534-3121                           |
|     | 1～2級     | A        | 1級   |   |   |   |
| 贈与税 | 1～2級     | A        | 1級   | 特別障害者を受益者とする特別障害者扶養信託契約に係る信託受益権のうち一定額部分は非課税となります。 |   |   |

※精神又は身体に障がいのある65歳以上の方で、福祉事務所長から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている方も障害者控除の対象になります。くわしくは、各種税担当窓口(上記問い合わせ先)へお問い合わせください。また、「障害者控除対象者認定書」については福島市役所長寿福祉課介護認定係(Tel.525-6552)へお問い合わせください。

### 自動車税・軽自動車税等の減免

普通乗用車 問合せ・申請先…県北地方振興局県税部 521-2702

軽自動車 問合せ・申請先…福島市役所市民税課 税制係 535-1111(内線 2425)

#### 減免の要件

※下記の減免の一定要件に該当するかどうかは上記関係機関にご確認ください。

#### 1 減免申請ができる方

○身体障がい者の方は、次の表に該当する場合に減免対象となります。

| 区 分       | 減免の対象となる障がいの内容             |                                 |           |          |
|-----------|----------------------------|---------------------------------|-----------|----------|
|           | 身体障がい者自身が運転する場合            | 身体障がい者と生計を一にする方又は常時介護する方が運転する場合 |           |          |
| 身体障<br>害者 | 視覚障害                       | 1級から4級まで                        | 1級から4級まで  |          |
|           | 聴覚障害                       | 2級及び3級                          | 2級及び3級    |          |
|           | 平衡機能障害                     | 3級                              | 3級        |          |
|           | 音声機能障害                     | 3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)       |           |          |
|           | 上肢不自由                      | 1級及び2級                          | 1級及び2級    |          |
|           | 下肢不自由                      | 1級から6級まで                        | 1級から3級まで  |          |
|           | 体幹不自由                      | 1級から3級及び5級                      | 1級から3級まで  |          |
| 手帳        | 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害    | 上肢機能                            | 1級及び2級    | 1級及び2級   |
|           |                            | 移動機能                            | 1級から6級まで  | 1級から6級まで |
|           | 心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸機能障害 | 1級、3級及び4級                       | 1級、3級及び4級 |          |
|           | 免疫機能障害                     | 1級から4級まで                        | 1級から4級まで  |          |
| 肝臓機能障害    | 1級から4級まで                   | 1級から4級まで                        |           |          |

○知的障がい者の方は、次の条件を満たす場合に減免対象となります。

・療育手帳Aを所持している。

○精神障がい者の方は、次の条件を満たす場合に減免対象となります。

・精神障害者保健福祉手帳1級〔自立支援医療受給者証(精神通院)の交付を受けている方に限る〕を所持している。

## 2 減免の対象となる自動車の条件

| 区分 |                                     | 自動車の所有(取得)者  | 自動車の運転者         | 使用目的                           |
|----|-------------------------------------|--------------|-----------------|--------------------------------|
| 1  | 身体障がい者                              | 18歳以上        | 本人              | 特に問わない                         |
|    |                                     | 18歳未満        | 本人又は生計を一にする者    | 障がい者の通学、通院、通所又は生業のために専ら使用すること  |
| 2  | 知的障がい者A                             | 本人又は生計を一にする者 | 生計を一にする者        | 障がい者の通学、通院、通所又は生業のために専ら使用すること  |
| 3  | 精神障がい者1級<br>(精神通院医療の給付を受けている方に限る)   | 本人又は生計を一にする者 | 生計を一にする者        | 障がい者の通学、通院、通所又は生業のために専ら使用すること  |
| 4  | 戦傷病者                                | 本人           | 本人              | 特に問わない                         |
|    |                                     |              | 生計を一にする者        | 障がい者等の通学、通院、通所又は生業のために専ら使用すること |
| 5  | 上記1～3の身体障がい者等のうち身体障がい者等のみで構成される世帯の者 | 本人           | 身体障がい者等を常時介護する者 | 障がい者等の通学、通院、通所又は生業のために専ら使用すること |

※自動車税・軽自動車税は4月1日現在所有(所有権留保付の場合は使用)している自動車について課税されます。

※減免の対象となるのは、障がい者1人につき1台の自家用自動車(軽自動車を含む。)に限ります。

事業用の自動車は該当しません。

## 3 減免に必要な書類

|             | 必要なもの(すべて原本確認)  | 申請先                                 |
|-------------|---|-------------------------------------|
| 自動車税・自動車取得税 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●手帳</li> <li>●印かん</li> <li>●生計を一にする者が運転する場合は生計同一証明書</li> <li>●免許証</li> <li>●車検証</li> </ul>                                 | 県北地方振興局県税部<br>(県庁北庁舎4階)<br>521-2702 |
| 軽自動車税       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●手帳</li> <li>●印かん</li> <li>●車検証</li> <li>●生計を一にする者が運転する場合は生計同一証明書(くわしくはP35へ)</li> <li>●免許証</li> <li>●納税通知書(納付書)</li> </ul> | 福島市役所 市民税課 税制係<br>535-1111(内線)2425  |

## 4 申請期間

|        |   |
|--------|---|
| 普通自動車税 | <p>平成20年度から減免制度一部改正により、月割減免制度となりました。年度途中で障害者手帳の交付を受け、要件に該当する場合、申請月の翌月以後の月数に応じ、税額の月割相当額が減免となります。</p> <p>(1) 身体障害者手帳等の交付が4月1日より前の場合 …納期限まで</p> <p>(2) 身体障害者手帳等の交付が4月1日以降の場合 … 当該年度の2月末日まで</p> <p>くわしくは、県北地方振興局県税部にお問い合わせください。</p> |
| 軽自動車税  | <p>納税通知書発付後より、納期限までが申請期間(平成30年度は平成30年5月10日から平成30年5月31日まで)となります。</p> <p>くわしくは、福島市役所市民税課税制係までお問い合わせください。</p> <p>※軽自動車税は、制度改正はありませんので、現行通り年度途中からは減免となりません。</p>   |

## 障がい者のために運転する旨の証明書

### (生計同一証明書)

問合せ・・・障がい福祉課 障がい庶務係 525-3748  
申請先・・・障がい福祉課 障がい庶務係

自動車税、自動車取得税、軽自動車税の減免申請の添付書類として、障がい者と生計を一にする方が自動車を運転する場合は、生計同一証明書が必要になります。(自動車の運転者が障がい者本人の場合、生計同一証明書は必要ありません。直接県北地方振興局県税部にて減免申請ができます。)

証明の交付手続きは福島市の福祉事務所(福島市役所障がい福祉課)で行います。申請の前に、P34～P35の「自動車税・軽自動車税等の減免」を読み、減免の要件をご確認ください。

#### 対象者

当該減免を受ける障がい者と生計を一にする方

#### 申請に必要なもの

(すべて原本確認)

- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- 自立支援医療受給者証(精神障害者保健福祉手帳所持者で普通自動車の減免を受ける場合)
- 車検証 ※1
- 運転者の免許証
- 運転者の印かん
- 同意書(窓口に備え付けてあります) ※2

◎申請書には生計を一とする家族全員の構成(氏名、年齢、続柄)を記載していただく欄があります。代理申請をされる場合は、事前にご確認の上、手続きを行なってください。

- ※1 所有者要件を満たしているか確認してください。新車購入時は不要です。
- ※2 生計同一を証明するにあたり、住民基本台帳等の閲覧を行うことに同意いただくものです。運転者のお名前で同意いただく書類のため、代理申請をされる場合はご注意ください。

- 「障がい者と生計を一にする者」とは、日常生活を共通にしている同居の親族の方をいいます。住民票上別世帯であっても、同一家屋に居住する親族について(二世帯住宅)は実態を確認した上で同居同等の扱いとし、生計を一にする者とする場合があります。
- 障がい者と生計を一にする者が障がい者のために継続的に運転する自動車が減免の対象となります。

## 常時介護証明書

問合せ・・・障がい福祉課 障がい庶務係 525-3748

申請先・・・障がい福祉課 障がい庶務係

自動車税、自動車取得税、軽自動車税の減免申請の添付書類として、**障がい者を常時介護する方が**自動車を運転する場合は、常時介護証明書が必要になります。（自動車の運転者が障がい者本人の場合、常時介護証明書は必要ありません。直接県北地方振興局県税部にて減免申請ができます。）

証明の交付手続きは福島市の福祉事務所（福島市役所障がい福祉課）で行います。申請の前に、P34～P35の「自動車税・軽自動車税等の減免」を読み、減免の要件をご確認ください。

### 対象者

当該減免を受ける障がい者と生計を別にしていて、当該障がい者を常時介護する方  
※障がい者と生計を一にする方は生計同一証明書の対象となります。

### 申請に必要なもの

（すべて原本確認）

- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- 自立支援医療受給者証（精神障害者保健福祉手帳所持者で普通自動車の減免を受ける場合）
- 車検証 ※1
- 運転者の免許証
- 運転者の印かん
- 申請書（窓口に備え付けてあります）
- 自動車運行計画書（窓口に備え付けてあります）
- 証明書（窓口に備え付けてあります）
- 誓約書（窓口に備え付けてあります）
- 同意書（窓口に備え付けてあります） ※2

※1 所有者要件を満たしているか確認してください。新車購入時は不要です。

※2 常時介護を証明するにあたり、住民基本台帳等の閲覧を行うことに同意いただくものです。減免を受ける所有者と常時介護者の2名が必要になります。ただし、常時介護者が市外にお住まいの場合は、お住まいの市町村で住民票をとっていただくこととなりますので、ご注意ください。

### 要件

- 当該減免を受ける障がい者の世帯に運転する方がいないこと
- 常時介護者は、1年以上継続して週3回以上障がい者の通学・通勤・通所または生業のために運転すること